平成２５年（フ）第１１７号
千葉県八街市八街ほ801番地１　ライオンズガーデン405号
破産者　小山　　**隆**
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１１０９２号
東京都北区中里２丁目７番５号
破産者　アール・イー・システムズ株式会社
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１７号
横浜市金沢区能見台４丁目４番21いこいの街Ｄ棟204号、再生手続開始時の本店所在地横浜市港南区港南台８丁目５番９―102号
破産者　株式会社珠商
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９６６号
横浜市旭区今宿南町1917番地の４
破産者　有限会社ミワ工芸社
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１９３号
北海道石狩郡当別町太美町23番地33
破産者　株式会社山電
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６５５号
さいたま市桜区中島１丁目24番５号
破産者　有限会社Ｌｉｆｅ　Ｔｉｍｅ
１　決定年月日　平成25年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９０号
福岡県柳川市上宮永町219番地の１
破産者　株式会社山田工務店
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第１２５２号
札幌市東区東苗穂10条２丁目12番20号
破産者　鴻通信電設有限会社
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０１号
仙台市宮城野区扇町３丁目４番23号
破産者　テクノアート株式会社
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７５６号
愛知県尾張旭市瀬戸川町２丁目11番地
破産者　豊栄建設株式会社
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０２１号
愛知県知多市金沢字西寅46番地
破産者　オーイワベーベ株式会社
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０５８号
名古屋市名東区香南１丁目103番地　猪子石南住宅４棟201号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市昭和区鶴舞２丁目18番19号
破産者　株式会社中央グリーンシステム
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８号
三重県員弁郡東員町大字瀬古泉690番地２
破産者　株式会社サンホーム
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
三重県四日市市伊坂台３丁目334番地
破産者　谷口登志子
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
三重県三重郡菰野町大字竹成1040番地６、前住所三重県員弁郡東員町城山３丁目33番１
破産者　坂野　　忠
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１０８号
三重県四日市市鵜の森２丁目１番19号　メゾン三幸405、前住所三重県四日市市安島１丁目５番８号　アーバンドエル安島402
破産者　田部　達也
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
三重県四日市市大字塩浜4185番地１　クレアール石田101
破産者　岸田　幸一
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１１３５号
大阪市北区神山町８番１号
破産者　株式会社ウェーブソフト
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１７０号
大阪市阿倍野区美章園２丁目26番11号
破産者　株式会社いえスマイル
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４４８号
大阪府高槻市高垣町44番３号
破産者　アチーブ株式会社
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４７７号
大阪府枚方市茄子作１丁目25番57号
破産者　有限会社Ｐｏｉｎｔ
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８６１号
大阪市西成区北津守３丁目６番12号
破産者　有限会社大照工業所
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部